

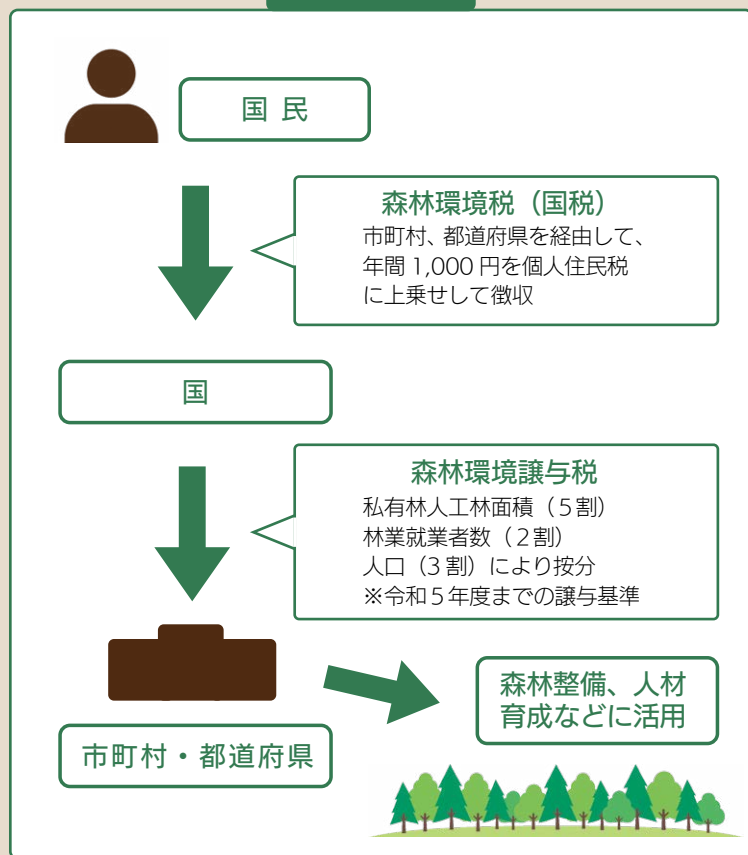
知ろう!

森林環境税と森林環境譲与税

「森林環境税」は、温室効果ガス削減の目標や災害の防止を達成するために令和元年に制定されました。しかし「森林環境税」という言葉を耳にした人は少ないのではないでしょうか。今回は、森林環境税がどのような目的で活用されるのかをご紹介します。

☎市林務水産課 ☎0994-31-1173
市税務課 ☎0994-31-1112

イメージ図



森林環境税が課税されない人

住民税の均等割と同様、次の人には課税されません。

- ① 1月1日現在、本人が障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用を受けている場合、又は未成年者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ② 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ③ 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人
28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)
+10万円+16万8,000円

※16万8,000円は同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合のみ加算

森林環境税と森林環境譲与税とは

現在、日本の国土の約7割を占める森林は、所有者不明などで適正に管理できていないという問題に直面しています。管理されていない森林は、大雨で地盤を支えられず、地すべりなどの原因となる場合があります。この問題を解決するため、令和元年から森林環境譲与税が各市町村に分配され、管理されていない森林の整備や木材利用の普及啓発などに利用されています。森林環境譲与税の財源として

は、令和6年度から森林環境税が国税として年間1,000円、個人住民税に上乗せして徴収されます。なお、これまでは東日本大震災復興基本法に基づき、防災に要する費用の財源確保のため、平成26年度から10年間、臨時的措置で個人市民税・県民税の均等割額に1,000円(市民税500円・県民税500円)が加算されていましたが、令和5年度をもって終了します。

森林環境譲与税の使い道

本市の森林は、総面積のおよそ52%に当たる約2万3,000haと広大であり、林業は重要な産業になっています。本市では森林環境譲与税を活用して、管理されていない森林の意向調査や私有林の整備、担い手の育成などに取り組み、「伐る・植える・育てる」循環型の森林づくりを進めています。今後も森林を適切に管理し、環境保全や防災・水の浄化など森林の機能を発揮できるように継続した取り組みを行います。